

訪問看護ステーション郷 料金別表

医療保険でのご利用の場合(精神)

【保険適応分のご利用料金】

医療保険適応の場合、お客様の負担は、ご加入保険により異なります。(1割～3割)

令和6年6月1日から

医療保険利用料金の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

下記の料金は訪問日毎に利用料が発生します。

項目	精神科基本療養費		訪問日	料金 (10割)	ご利用者負担額				
					(1割)	(2割)	(3割)		
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	精神科訪問看護療養費Ⅲ またはⅣ以外の方の場合	保健師、看護師、作業療法士	30分以上	週3日目まで1日あたり	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
			30分未満	週4日目以降1日あたり	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
	同一建物居住者の方へ 訪問看護する場合	保健師、 看護師、 作業療法士	同一日2人	週3日目まで、30分以上	週3日目まで1日あたり	4,250円	425円	850円	1,275円
				週4日目以降、30分以上	週4日目以降1日あたり	5,100円	510円	1,020円	1,530円
同一日3人以上			週3日目まで、30分未満	週3日目まで、30分以上	2,780円	278円	556円	834円	
			週4日目以降、30分未満	週4日目以降、30分以上	2,130円	213円	426円	639円	
精神科訪問看護 基本療養費Ⅳ	入院中に在宅療養に備えて一時的外泊をしている方への訪問看護 (入院中1回、週3日まで。退院後3か月以内の期間においては週5日まで。)		入院中1日あたり (2日まで)	8,500円	850円	1,700円	2,550円		
項目	精神科管理療養費		訪問日	料金 (10割)	ご利用者負担額				
					(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護 管理療養費	計画的な管理の継続する場合、1日につき (機能強化型訪問看護管理療養費についての初日額は「イ:13,230円、ロ:10,030円、ハ:8,700円」)		月初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円		
	訪問看護管理療養費1(GAF判定が40以下の利用者が5名/月以上)		2日目以降	3,000円	300円	600円	900円		
	訪問看護管理療養費2(同一建物居住者が7割以上または当該割合が7割未満かつ1に該当しない場合)		2日目以降	2,500円	250円	500円	750円		

ご利用の状況により以下の利用料金が加算されます。

加算名称		料金 (10割)	ご利用者負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
精神科緊急訪問看護加算 (利用者等の求めに応じて、医師の指示に基づき緊急訪問した場合) ※緊急訪問した場合上記の費用が加算されます。	月14日まで(1日につき)	2,650円	265円	530円	795円
	月15日以降(1日につき)	2,650円	265円	530円	795円
長時間精神科訪問看護加算 ※1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合上記の費用が加算されます。厚労大臣が定める者の場合は週3日まで。	週1回まで	5,200円	520円	1,040円	1,560円
精神科複数回訪問加算 ※主治医の指示に基づき、1日の訪問回数が複数回になる場合、上記の料金が加算されます。	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
24時間対応体制加算 (申し込む・申し込まない) ※ステーションの体制により上記の費用が加算されます。	1ヶ月に1回	6,520円	652円	1,304円	1,956円
複数名精神科訪問看護加算 ※状況により、同時に複数の看護師等で訪問看護を行う場合上記の費用が加算されます。	1日につき	4,500円	450円	900円	1,350円
夜間・早朝訪問看護加算 ※夜間(午後6時から午後10時までの時間)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間)に訪問看護を行った場合、上記の料金が加算されます。	1回につき	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 ※深夜(午後10時から午前6時までの時間)に訪問看護を行った場合、上記の料金が加算されます。	1回につき	4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護情報提供療養費 ※ご利用者のご希望により契約された場合には上記の費用が加算されます。(1:市町村 2:小中学校の利用者 3:保険医療機関、施設に入所、入院する利用者)	1ヶ月に1回	1,500円	150円	300円	450円

保・看＋看・OT
2回 9,000円
3回 14,500円

保・看＋准看
1回 3,800円
2回 7,600円
3回 12,400円

保・看＋補助
(週1回限り)
1回 3,000円
2回 2,700円

ご利用者の状態により以下の利用料金が加算されます。

加算名称	料金 (10割)	利用者負担額(円)			
		(1割)	(2割)	(3割)	
精神科重症患者支援管理連携加算	保険医療機関と連携して支援計画に基づき定期的な訪問を行った場合。(月1回)	8,400	840	1,680	2,520
	「在宅患者支援管理証2-ロ」を算定する利用者の場合。(月1回)	5,800	580	1,160	1,740
特別管理加算	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態(1ヶ月に1回)	2,500	250	500	750
特別管理加算(重症度の高いもの)	留置カテーテル等を使用している状態等 (1ヶ月に1回)	5,000	500	1,000	1,500
退院時共同指導加算	入院もしくは入所中に退院(退所)後の在宅療養指導を行った場合 (2回まで)	8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	上項目において特別管理の対象となる状態の場合 (2回まで)	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	退院日に訪問して療養上必要な指導を行った場合 (1回につき)	6,000	600	1,200	1,800
	上項が長時間に渡った場合 (1回につき)	6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算	訪問診療と訪問薬局または訪問歯科等と連携して指導している場合 (1ヶ月に1回まで)	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	主治医と診療方針の変更等によってカンファレンスをして指導した場合 (1ヶ月に2回まで)	2,000	200	400	600
訪問看護ターミナルケア療養費(在宅)	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問してターミナルケアを行った場合 (1回)	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費(特養)	上項であって、特別養護老人ホーム等で看取った場合 (1回)	10,000	1,000	2,000	3,000

事業所の体制によって以下の料金が加算されます。

訪問看護医療DX情報活用加算(オンライン資格確認等システムを通じて診療情報を取得し質の高い医療を提供する場合)	50	5	10	15
---	----	---	----	----

【保険適応外のご利用料金】

当ステーションの営業日以外の日に訪問看護を行う場合、下記の料金を追加請求します。

条件		ご利用者負担額
営業日外の看護	90分未満(訪問日毎)	土曜、日曜
		12月30日～1月3日
		2,000円
		3,000円

【保険適応外のご利用料金】

下記のとおり請求します。

1回の訪問看護の提供時間が90分を超える場合(ただし長時間訪問看護加算を請求する場合は除く)	1回あたり	5,200円
--	-------	--------

その他利用料金として、以下のとおり請求します。

条件		ご利用者負担額
訪問交通費	通常の訪問地域外(1回訪問毎)	訪問に要した交通費実費
ご遺体ケア料	訪問看護の提供と連続して行われた在宅での死後の処置であること	10,000円
キャンセル料	急な受診などの正当な理由なく看護師等が利用者宅に到着するまでにキャンセルのご連絡がなかった場合	予定されていた基本利用料10割

訪問看護ステーション郷 料金別表

医療保険でのご利用の場合

【保険適応分のご利用料金】

令和6年6月1日から

医療保険適応の場合、ご利用者のご加入保険によって、負担は1割から3割です。

医療保険利用料金の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

利用者： 印 家族： 印

下記の料金は訪問日毎に利用料が発生します。

項目	基本療養費		訪問日	料金 (10割)	ご利用者負担額			
					(1割)	(2割)	(3割)	
訪問看護 基本療養費Ⅰ	訪問看護基本療養費Ⅱ、Ⅲ 以外の方への訪問看護	保健師、助産師、看護師、理学療法士等	週3日目まで1日あたり	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
		保健師、助産師、看護師	週4日目以降1日あたり	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
		緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師が同行	月1回を限度	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
訪問看護 基本療養費Ⅱ	同一建物居住者の方へ 同一日の訪問看護	保健師、助産師、看護師、理 学療法士等	同一日2人	週3日目まで1日あたり	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			同一日3人以上		2,780円	278円	556円	834円
		緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱に係る専門の看護師が同行	同一日2人	週4日目以降1日あたり	6,550円	655円	1,310円	1,965円
			同一日3人以上		3,280円	328円	656円	984円
			月1回を限度	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
訪問看護 基本療養費Ⅲ	入院中に在宅療養に備えて一時的な外泊をしている方への訪問看護 (*悪性腫瘍等の方、特別な管理を要する状態の方への訪問看護)		入院中1日あたり (*の場合2回まで)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	

項目	管理療養費		訪問日	料金 (10割)	ご利用者負担額		
					(1割)	(2割)	(3割)
訪問看護 管理療養費	計画的な管理の継続する場合、1日につき (機能強化型訪問看護管理療養費についての初日額は「イ:13,230円、ロ:10,030円、ハ:8,700円」)		月初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	訪問看護管理療養費1(別表7、別表8の利用者に対する訪問看護を4名以上行った場合)		2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
	訪問看護管理療養費2(同一建物居住者が7割以上または当該割合が7割未満かつ1に該当しない場合)		2日目以降	2,500円	250円	500円	750円

ご利用の状況により以下の利用料金が加算されます。

加算名称		料金 (10割)	ご利用者負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
緊急訪問看護加算 ※緊急訪問した場合上記の費用が加算されます。	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算 ※1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合上記の費用が加算されます。厚労大臣が定める者の場合は週3日まで。	週1回まで	5,200円	520円	1,040円	1,560円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者で1日の訪問回数が複数回になる場合、上記の料金が加算されます。					
24時間対応体制加算 (申し込む・申し込まない)	1ヶ月に1回	6,520円	652円	1,304円	1,956円
※ステーションの体制により上記の費用が加算されます。(看護師の負担軽減体制がある場合は6,800円)					
複数名訪問看護加算	週に1回	4,500円	450円	900円	1,350円
※状態により、同時に複数の看護師等で訪問看護を行う場合に上記の費用が加算されます。(同行者が准看護師の場合:3,800円。看護補助者の場合:3,000円)					

加算名称
看護・介護職員 連携強化加算
社福、介福士に対して、 特定行為が円滑に行われ る様、必要な支援を行 った場合。
月1回・2,500円
1割:250円 2割:500円 3割:750円

ご利用の状況により以下の利用料金が加算されます。

夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100円	210円	420円	630円
※夜間(午後6時から午後10時までの時間)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間)に訪問看護を行った場合、上記の料金が加算されます。					
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200円	420円	840円	1,260円
※深夜(午後10時から午前6時までの時間)に訪問看護を行った場合、上記の料金が加算されます。					
訪問看護情報提供療養費(1～3)	1ヶ月に1回	1,500円	150円	300円	450円
※ご利用者のご希望により契約された場合には上記の費用が加算されます。(1:市町村 2:小中学校の利用者 3:保険医療機関、施設に入所、入院する利用者)					

ご利用者の状態により以下の利用料金が加算されます。

加算名称		料金	利用者負担額(円)		
		(10割)	(1割)	(2割)	(3割)
特別管理加算	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態(1ヶ月に1回)	2,500	250	500	750
特別管理加算(重症度の高いもの)	留置カテーテル等を使用している状態等(1ヶ月に1回)	5,000	500	1,000	1,500
退院時共同指導加算	入院もしくは入所中に退院(退所)後の在宅療養指導を行った場合(2回まで)	8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	上項において特別管理の対象である場合(2回まで)	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	退院日に訪問して療養上必要な指導を行った場合(1回につき)	6,000	600	1,200	1,800
	上項が長時間に渡った場合(1回につき)	8,400	840	1,680	2,520
在宅患者連携指導加算	訪問診療と訪問薬局または訪問歯科等と連携して指導している場合(1ヶ月に1回まで)	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	主治医と診療方針の変更等によってカンファレンスをして指導した場合(1ヶ月に2回まで)	2,000	200	400	600
乳幼児加算(6歳未満の乳幼児)	1日につき	1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費(在宅)	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問してターミナルケアを行った場合(1回)	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費(特養)	上項であって、特別養護老人ホーム等で看取った場合(1回)	10,000	1,000	2,000	3,000

事業所の体制によって以下の料金が加算されます。

訪問看護医療DX情報活用加算(オンライン資格確認等システムを通じて診療情報を取得し質の高い医療を提供する場合)	50	5	10	15
---	----	---	----	----

【保険適応外のご利用料金】

当ステーションの営業日以外の日に訪問看護を行う場合、下記の料金を追加請求します。

条件		ご利用者負担額
営業日外の看護	90分未満(訪問日毎)	土曜、日曜
		12月30日～1月3日

訪問看護ステーション郷 料金別表

介護保険でのご利用の場合

令和6年6月1日から

【保険適応分のご利用料金】

下記の表は、東京都23区「11.40 円」を元に算出しています。
介護保険適応の場合、ご利用者の状況によって、負担は1割から3割です。

介護保険利用料金の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

利用者： 印 家族： 印

基本利用料

看護師の訪問の場合(1回のご利用時間)	所定単位数	料金(10割)	ご利用者負担額(1割)	(2割)	(3割)
20分未満	314 単位	3,579 円	358 円	716 円	1,074 円
30分未満	471 単位	5,369 円	537 円	1,074 円	1,611 円
30分以上60分未満	823 単位	9,382 円	939 円	1,877 円	2,815 円
60分以上90分未満	1,128 単位	12,859 円	1,286 円	2,572 円	3,858 円

※なお、20分未満の訪問は、週に1回以上20分以上の訪問看護を実施している場合に提供されるものです。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問の場合	所定単位数	料金(10割)	ご利用者負担額(1割)	(2割)	(3割)
1回(1回あたり20分)	294 単位	3,351 円	336 円	671 円	1,006 円
1日に3回以上実施する場合、1回あたり(1回あたりの100分の90)	265 単位	3,021 円	303 円	605 円	907 円

単位は294×0.9→

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	2,961 単位	33,755 円	3,376 円	6,751 円	10,127 円
---------------------------------------	----------	----------	---------	---------	----------

状況により以下の利用料が加算されます。(1回ごと)

加算名称	単位数	料金(10割)	ご利用者負担額(1割)	(2割)	(3割)	
長時間訪問看護加算 ※特別管理加算の状態かつ1時間30分以上の訪問看護を実施した場合に算定します。	300 単位	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円	
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 看護師+看護師	254 単位	2,895 円	290 円	579 円	869 円
	30分以上 看護師+看護補	402 単位	4,582 円	459 円	917 円	1,375 円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 看護師+看護補助	201 単位	2,291 円	230 円	459 円	688 円
	30分以上 看護師+看護補助	317 単位	3,613 円	362 円	723 円	1,084 円
※ご利用者の身体的理由、暴力行為や迷惑行為等がある場合、かつ、お客様の同意を得て、複数の看護師等が訪問看護を実施する場合に算定します。						
口腔連携強化加算	歯科医療機関及び介護支援専門員に口腔健康状態の評価結果を情報提供した場合	50 単位	570 円	57 円	114 円	171 円

訪問時間帯によって、基本利用料の所定単位数に以下の割合が加算されます。

夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)	所定単位の25%加算
深夜帯(22:00~6:00)	所定単位の50%加算

※緊急訪問をした場合は時間帯での加算はされません。

但し、特別管理加算を算定する状態の方は、月2回目以降の早朝・夜間、深夜の時間帯に係る緊急訪問をした場合、上記の加算を算定します。

ご利用者の状態により以下の利用料が加算されます。(1ヶ月に1回)

加算名称	単位数	料金(10割)	ご利用者負担額(1割)	(2割)	(3割)
特別管理加算(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態	500 単位	5,700 円	570 円	1,140 円	1,710 円
特別管理加算(Ⅱ) 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態	250 単位	2,850 円	285 円	570 円	855 円
ターミナルケア加算 (1回のみ)	2,500 単位	28,500 円	2,850 円	5,700 円	8,550 円
退院時共同指導加算	600 単位	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円
初回加算 Ⅰ (退院または退所日に初回訪問した場合)	350 単位	3,990 円	399 円	798 円	1,197 円
初回加算 Ⅱ (退院または退所した翌日以降に初回訪問した場合)	300 単位	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円
訪問看護・介護職員連携強化加算 たんの吸引等が必要な方に訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	250 単位	2,850 円	285 円	570 円	855 円

ご利用者のご希望により契約された場合には以下の費用が加算されます。(1ヶ月に1回)

加算名称	単位数	料金(10割)	ご利用者負担額(1割)	(2割)	(3割)
緊急時訪問看護加算Ⅰ(看護に関する意見を求められたときに常時対応できる) 申し込む ・ 申し込まない	574 単位	6,543 円	655 円	1,309 円	1,963 円
緊急時訪問看護加算Ⅱ(Ⅰに加え看護業務の負担軽減に資する体制がある) 申し込む ・ 申し込まない	600 単位	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円

事業所の体制により以下の利用料が加算されます。(1ヶ月に1回)

加算名称	単位数	料金(10割)	ご利用者負担額(1割)	(2割)	(3割)
看護体制強化加算(Ⅰ)	550 単位	6,270 円	627 円	1,254 円	1,881 円
看護体制強化加算(Ⅱ)	200 単位	2,280 円	228 円	456 円	684 円
専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱、特定医療行為に係る研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)	250 単位	2,850 円	285 円	570 円	855 円
遠隔死亡診断補助加算(情報機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が死亡診断の補助を行った場合)1回限り	150 単位	1,710 円	171 円	342 円	513 円

【保険適応外のご利用料金】

介護度毎の限度額を上回るなど保険適応外となる場合、現に利用した訪問看護サービスの保険に定める利用料の10割を請求します。

その他利用料金として、以下のとおり請求します。

条件		ご利用者負担額
訪問交通費	通常の訪問地域外への訪問(1回訪問毎)	訪問に要した交通費実費
ご遺体ケア料	訪問看護の提供と連続して行われた在宅での死後の処置であること	10,000 円
キャンセル料	急な受診などの正当な理由なく看護師等が利用者宅に到着するまでにキャンセルのご連絡がなかった場合	予定されていた基本利用料10割

訪問看護ステーション郷 料金一覧表

介護保険(予防訪問看護)でのご利用の場合

令和6年6月1日から

【保険適応分のご利用料金】

下記の表は、東京都23区「11.40 円」を元に算出しています。
介護保険(予防)適応の場合、ご利用者の状況によって、負担は1割から3割になります。

介護保険(予防)利用料金の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

利用者 : 印 家族 : 印

基本利用料

看護師の訪問の場合(1回のご利用時間)	所定単位数	料金(10割)	ご利用者負担額(1割)	(2割)	(3割)
20分未満	303 単位	3,454 円	346 円	691 円	1,037 円
30分未満	451 単位	5,141 円	515 円	1,029 円	1,543 円
30分以上60分未満	794 単位	9,051 円	906 円	1,811 円	2,716 円
60分以上90分未満	1,090 単位	12,426 円	1,243 円	2,486 円	3,728 円

※なお、20分未満の訪問は、週に1回以上20分以上の訪問看護を実施している場合に提供されるものです。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問の場合	所定単位数	料金(10割)	ご利用者負担額(1割)	(2割)	(3割)
1回(1回あたり20分)	284 単位	3,237 円	324 円	648 円	972 円
1日に3回以上実施する場合、1回あたり	284 × 0.9 → 255 単位	2,907 円	291 円	582 円	873 円

状況により以下の利用料が加算されます。(1回ごと)

加算名称		単位数	料金(10割)	ご利用者負担額(1割)	(2割)	(3割)
長時間訪問看護加算	※特別管理加算の状態かつ1時間30分以上の訪問看護を実施した場合に算定します。	300 単位	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 看護師+看護師	254 単位	2,895 円	290 円	579 円	869 円
	30分以上 看護師+看護補	402 単位	4,582 円	459 円	917 円	1,375 円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 看護師+看護補助	201 単位	2,291 円	230 円	459 円	688 円
	30分以上 看護師+看護補助	317 単位	3,613 円	362 円	723 円	1,084 円
※ご利用者の身体的理由、暴力行為や迷惑行為等がある場合、かつ、お客様の同意を得て、複数の看護師等が訪問看護を実施する場合に算定します。						
口腔連携強化加算	歯科医療機関及び介護支援専門員に口腔健康状態の評価結果を情報提供した場合	50 単位	570 円	57 円	114 円	171 円

訪問時間帯によって、基本利用料の所定単位に以下の割合が加算されます。

夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)	所定単位の25%加算
深夜帯(22:00~6:00)	所定単位の50%加算

※緊急訪問をした場合は時間帯での加算はされません。

但し、特別管理加算を算定する状態の方は、月2回目以降の早朝・夜間、深夜の時間帯に係る緊急訪問をした場合、上記の加算を算定します。

ご利用者の状態により以下の利用料が加算されます。(1ヶ月に1回)

加算名称	単位数	料金(10割)	ご利用者負担額(1割)	(2割)	(3割)
特別管理加算(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態	500 単位	5,700 円	570 円	1,140 円	1,710 円
特別管理加算(Ⅱ) 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態	250 単位	2,850 円	285 円	570 円	855 円
ターミナルケア加算 (1回のみ)	2,500 単位	28,500 円	2,850 円	5,700 円	8,550 円
退院時共同指導加算	600 単位	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円
初回加算 Ⅰ (退院または退所日に初回訪問した場合)	350 単位	3,990 円	399 円	798 円	1,197 円
初回加算 Ⅱ (退院または退所した翌日以降に初回訪問した場合)	300 単位	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円
訪問看護・介護職員連携強化加算 たんの吸引等が必要な方に訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	250 単位	2,850 円	285 円	570 円	855 円

ご利用者のご希望により契約された場合には以下の費用が加算されます。(1ヶ月に1回)

加算名称	単位数	料金(10割)	ご利用者負担額(1割)	(2割)	(3割)
緊急時訪問看護加算Ⅰ(看護に関する意見を求められたときに常時対応できる) 申し込む ・ 申し込まない	574 単位	6,543 円	655 円	1,309 円	1,963 円
緊急時訪問看護加算Ⅱ(Ⅰに加え看護業務の負担軽減に資する体制がある) 申し込む ・ 申し込まない	600 単位	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円

事業所の体制により以下の利用料が加算されます。(1ヶ月に1回)

加算名称	単位数	料金(10割)	ご利用者負担額(1割)	(2割)	(3割)
看護体制強化加算(Ⅰ)	550 単位	6,270 円	627 円	1,254 円	1,881 円
看護体制強化加算(Ⅱ)	200 単位	2,280 円	228 円	456 円	684 円
専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱、特定医療行為に係る研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)	250 単位	2,850 円	285 円	570 円	855 円
遠隔死亡診断補助加算(情報機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が死亡診断の補助を行った場合)1回限り	150 単位	1,710 円	171 円	342 円	513 円

【保険適応外のご利用料金】

介護度毎の限度額を上回るなど保険適応外となる場合、現に利用した訪問看護サービスの保険に定める利用料の10割を請求します。

その他利用料金として、以下のとおり請求します。

条件		ご利用者負担額
訪問交通費	通常の訪問地域外(1回訪問毎)	訪問に要した交通費実費
ご遺体ケア料	訪問看護の提供と連続して行われた在宅での死後の処置であること	10,000 円
キャンセル料	急な受診などの正当な理由なく看護師等が利用者宅に到着するまでにキャンセルのご連絡がなかった場合	予定されていた基本利用料10割